

並行在来線存続は地域住民にとっても

鉄道ネットワークにとっても不可欠

鉄道の充実をめざす新潟県連絡会が県に提案と要請

「くらしと地域をささえる鉄道の充実をめざす新潟県連絡会」（代表は山崎栄三氏ほか2名）は先月26日、新潟県にたいして、北陸新幹線並行在来線の存続のための提案と要請をおこないました。これには、私たち上越市議団も参加してきました。

同連絡会の提案は、まず、県が責任を持って北陸新幹線並行在来線を存続させるとの立場を明確にすべきであること、在来線存続が不可能となる「政府与党合意」の枠組みから転換をはかること、関係する他県とも力をあわせ、並行在来線存続のため国に対する運動をすすめることの3項目です。

北陸新幹線の金沢までの開業は2014年とされていますが、同連絡会はこれまで、県内関係自治体訪問や他県の取り組み状況の調査などをおこなってきました。また昨年12月には、「北陸新幹線建設に伴う並行在来線問題学習・交流会」を開いて他県の関係団体とも連携する道を模索してきました。

た。

これまでの調査で同連絡会は、あらためて並行在来線の存続は地域住民にとっても鉄道ネットワークにとっても不可欠のものであること、同時にその存続のためには容易ならざる問題があるとの認識を深めました。また、「建設着工する区間の並行在来線については、従来どおり、開業時にJRの経営から分離する」（1996年12月25日、政府与党合意）などの並行在来線に関する「政府与党合意」もしくは「政府与党申し合わせ」では、並行在来線は存続しえないことを確認しました。

今回の提案と要請は、これまでのこうした活動を踏まえておこなったもの。ここでは、「並行在来線は、沿線市町村の協力を得ながら、県が責任をもって存続を図る」という基本方針からはずれた泉田知事の発言に懸念の声がでました。市議団からは、杉本議員が昨年12月市議会での論戦などを紹介しながら提案の検討を求めました。

高田の雪下ろし等で住民要求前進

前号でお知らせしたように、先月26日、日本共産党新潟県委員会は豪雪対策で県に対して4回目の要請をおこない、交渉しました。この結果、高田の雪下ろしや保安要員制度などいくつかの問題で、住民の皆さんの切実な要求・願いが実現、あるいは実現しそうです。これからの運動がますます重要になってきました。

「公共交通機関がストップし、人工透析患者が病院に行けなくなり、市町村がその送迎措置などを行った場合、その経費を災害救助法の対象にしてほしい」

県の回答は、「対象になる場合もある。救助をもとめている状態なら問題はない」。

冬期集落保安要員設置事業について、平成17年11月制定の「実施要領」と「運用」は、見直しの前提が大きく崩れたことから再見直しを行うこと。

県の回答は、「11月に『要領』を改訂し通知したが、設置要件あるいは経過措置を来年度どうするかは決まっていない。庁内で議論している。検討には『要領』と『運用』の見直しも含む。予算編成の時期と実際の配置の時期に議論することになる」とのことでした。

上越市高田地域の市街地いっせい雪下ろしについて、除排雪機械やダンプ、安全確保などのための人件費等は、災害救助法の対象にしてください。少なくとも、国・県の財政助成の措置対象としてください。

県の回答は、「基本的には災害救助法の支援対象者の分のみで、全体が災害救助法の対象にはならないが、ケースバイケースの対応になる」とでした。

高層の県営住宅の雪ピ落とし、耐雪基準をこえた屋上の除排雪は、設置者および管理者の責任で実施を。

県の回答は、「1月20日に市町村担当課長に通知したが、雪庇等の除去など危険が伴う作業については、入居者に事故のないよう管理者の責任のもとで適切に実施する。事故防止や危険回避は一般の除排雪と別、設置者・管理者の責任だ」。一般の除排雪は入居者が行うべきものだが、事故防止や危険回避については、一般の除排雪と区別して設置者・管理者の責任だ。



日本共産党上越市議団ニュース

36 2006年2月5日

連絡先 杉本敏宏 524-3787 (東本町5)
樋口良子 544-6802 (中門前3)
橋爪法一 548-3628 (吉川区代石)
事務局長 上野公悦 530-2203 (頸城区中柳町)